小樽市建築物省エネ法に係る建築物の措置等に関する要綱

平成28年9月13日制定 平成29年4月1日改正 平成29年5月19日改正 令和元年12月24日改正 令和3年4月1日改正 令和3年9月1日改正

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下「法」という。)の規定に基づく建築物に係る措置等に関して、小樽市長(以下「市長」という。)が行う事務を合理的かつ効率的に行うために必要な事項を定めるものとする。

第2章 建築主が講ずべき措置

第1節 特定建築物の建築主の基準適合義務等

(適合基準)

第2条 この章における建築物エネルギー消費性能確保計画及び建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画は、法第2条第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合するものとする。

(判定の実施)

第3条 適合性の判定申請を行おうとする建築主は、建築基準法(昭和25年法律第20 1号。以下「基準法」という。)第6条第1項の規定による確認申請又は基準法第18 条第2項の規定による計画通知をする場合、法第15条第1項の登録建築物エネルギー 消費性能判定機関(以下「登録省エネ判定機関」という。)に建築物エネルギー消費性 能確保計画を提出し、通知書の交付を受けるものとする。

(工事監理状況の報告)

第4条 法第11条の特定建築行為(法附則第3条第1項に規定する特定増改築を除く。)を行い、基準法第7条第5項又は基準法第18条第18項の検査済証(以下「検査済証」という。)の交付を受けようとする建築主は、建築物エネルギー消費性能確保計画に係る部分の工事の監理状況を記載した報告書を完了検査申請書に添付して建築主事に提出するものとする。

(軽微な変更に関する証明書の交付)

第5条 適合判定通知書の交付を受けた建築主(以下この条において「建築主」とい う。)は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土 交通省令第5号。以下「法施行規則」という。)第3条の軽微な変更を行い、検査済証の交付を受けようとする場合は、「建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更説明書」(様式1。以下第3項において「軽微変更説明書」という。)を完了検査申請書に添付して建築主事に提出するものとする。

- 2 前項の軽微な変更(その変更が再計算によって基準適合が明らかな変更(計画の根本的な変更を除く。)である場合に限る。)を行った建築主は、法施行規則第11条の軽微な変更に該当していることを証する書面の交付を求めようとするときは、登録省エネ判定機関に「軽微変更該当証明申請書」(様式2)を提出し、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第11条の規定による軽微変更該当証明書」(様式3。以下次項において「軽微変更該当証明書」という。)の交付を受けるものとする。
- 3 第1項の場合において、その変更が再計算によって基準適合が明らかな変更(計画の根本的な変更を除く。)であるときは、建築主は、軽微変更説明書に軽微変更該当証明書又はその写しを添付するものとする。
- 第2節 建築物エネルギー消費性能確保計画の住宅部分に係る部分及び一定規模以上の建 築物のエネルギー消費性能の確保に関する措置等

(建築物エネルギー消費性能確保計画の住宅部分に係る指示等)

- 第6条 市長は、法第15条第3項の規定により登録省エネ判定機関から建築物エネルギー消費性能確保計画の住宅部分に係る部分の送付を受けた場合は、その内容を確認し、当該計画の添付書類の副本に「建築物エネルギー消費性能確保計画(住宅部分)について」(様式4)を添えて建築主へ返却するものとする。
- 2 市長は、法第16条第1項の指示をする場合は、建築主へ「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第16条第1項の規定による指示書」(様式5)を交付するものとする。
- 3 市長は、法第16条第2項の規定による措置命令をする場合は、建築主へ「建築物の エネルギー消費性能の向上に関する法律第16条第2項の規定による命令書」(様式 6)を交付するものとする。
- 4 市長は、法第16条第3項の協議をする場合は、国等の機関の長(以下「通知者」という。)へ「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第16条第3項の規定による協議書」(様式7)を交付するものとする。

(届出等)

第7条 市長は、法第19条第1項(同条第4項において読み替えて適用する場合を含む。)又は法附則第3条第2項(同条第5項において読み替えて適用する場合を含む。)の規定による届出を受理した場合において、審査が終了したときは、副本に「届出書について」(様式8)を添えて当該届出を行った建築主(以下この条及び次条において「届出者」という。)へ返却するものとする。

- 2 市長は、法第19条第2項又は法附則第3条第3項の指示をする場合は、届出者へ「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第19条第2項又は法附則第3条第3項の規定による指示書」(様式9)を交付するものとする。
- 3 市長は、法第19条第3項又は法附則第3条第4項の規定による措置命令をする場合は、届出者へ「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第19条第3項又は法 附則第3条第4項の規定による命令書」(様式10)を交付するものとする。
- 4 市長は、通知者より法第20条第2項の通知を受けた場合は、第2項の規定を準用する。この場合において、「届出」を「通知」と読み替えるものとする。
- 5 市長は、法第20条第3項の規定により通知者に協議を求める場合は、通知者へ「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第20条第3項の規定による協議書」 (様式11)を交付するものとする。

(届出等に必要な図書)

第8条 届出者及び通知者は、代理者によって届出又は通知を行う場合にあっては、当該 代理者に委任することを証する書類(以下第12条及び第26条において「委任状」と いう。)を、届出書又は通知書に添付して提出するものとする。

第3章 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等

(認定基準)

第9条 建築物エネルギー消費性能向上計画は、法第35条第1項各号の認定基準に適合 するものとする。

(事前審査)

- 第10条 計画認定申請を行おうとする建築主(以下この章において「申請者」という。)は、市長に法第34条第1項の規定による認定申請書を提出する前に、住宅の用途に供する建築物である場合は、住宅の品質確保の促進に関する法律(平成11年法律第81号)第5条第1項の登録住宅性能評価機関(以下「登録住宅性能評価機関」という。)に建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査を依頼し、住宅以外の用途に供する建築物である場合は、登録省エネ判定機関に建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査を依頼し、「建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査を依頼し、「建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査を依頼し、「建築物エネルギー消費性能向上計画に係る技術的審査を依頼し、「計画認定適合証」という。)の交付を受けるものとする。
- 2 計画認定適合証は、法第35条第1項第1号及び2号に規定する認定基準について、 次の各号に定める認定基準の区分の全てに適合することを証したものでなければならない。
 - (1) 外皮性能の基準
 - (2) 一次エネルギー消費量の基準
 - (3) その他の建築物エネルギー消費性能の向上に資する措置に関する基準

(認定申請)

- 第11条 申請者は、法第34条第1項による認定(以下この章において単に「認定」という。)の申請をするときは、法施行規則第23条に規定する認定申請書類に次条に定める図書を添えて市長に提出するものとする。
- 2 前項の申請に併せて法第35条第2項の規定による申出を行おうとする場合には、申請者は、認定に必要な図書に基準法第6条第1項の規定による確認の申請書を添えて、市長に提出するものとする。
- 3 前項の申出に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、基準法第6条の3第1項の 構造計算適合性判定の対象となる建築物に係る計画である場合は、市長は、構造計算適 合性判定に準じた審査を行うものとする。この場合において、申請者は、基準法第6条 の3第7項の適合性判定通知書又はその写しを提出するものとする。

(認定申請に必要な図書)

- 第12条 申請者は、法施行規則第23条に規定する図書のほか、次に定める図書を提出するものとする。
 - (1) 第10条第1項の計画認定適合証
 - (2) 代理者によって認定の申請を行う場合にあっては、委任状
 - (3) 検査済証の写し(計画が新築に係るものである場合を除く。)

(認定の通知)

第13条 市長は、計画の認定をしたときは、法施行規則第25条第1項の規定により、 申請者へ認定通知書を交付する。

(計画の変更申請)

- 第14条 申請者は、法第36条による変更認定の申請をするときは、法施行規則第27 条に規定する変更認定申請書を市長に提出するものとする。
- 2 第9条から第12条までの規定は、前項の場合について準用する。

(計画の変更認定の通知)

第15条 市長は、計画の変更認定をしたときは、法施行規則第28条の規定により、申請者へ認定通知書を交付する。

(取下げ届)

第16条 申請者は、認定を受ける前に申請を取り下げるときは、「取下げ届」(様式13)を市長に提出するものとする。

(取りやめ届)

第17条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画(以下「認定計画」という。)の工事を取りやめるときは、「認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく 建築物の工事を取りやめる旨の届出書」(様式14)に認定通知書を添えて、市長に提 出するものとする。

(完了の報告等)

第18条 認定建築主は、認定計画の建築物の工事が完了したときは、認定計画に従って

工事が行われた旨を建築士に確認させ、速やかに、「認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の工事が完了した旨の報告書」(様式15)に検査済証の写し (検査済証の交付を受けなければならない工事である場合に限る。)及び認定に係る部分に関する工事の完了状況の写真を添えて市長に提出するものとする。

2 法第37の規定により市長から報告を求められた認定建築主は、「認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の状況報告書」(様式16)を市長に提出するものとする。

(認定しない旨の通知)

第19条 市長は、認定及び変更の認定の申請に係る計画の認定をしない場合は、申請者 に対して、「認定しない旨の通知書」(様式17)により通知するものとする。

(改善命令)

第20条 法第38条の規定による改善命令は、「改善命令書」(様式18)により行うものとする。

(認定の取消し)

- 第21条 法第39条の規定による認定の取消しは、「認定取消し通知書」(様式19)により行うものとする。
- 2 市長は、第17条による届出を受理した場合は、認定を取り消し、認定建築主に対して、「認定取消し通知書」(様式20)により通知するものとする。

(譲渡の届出)

第22条 認定建築主が計画に基づく建築物又は住戸を譲り渡した場合は、譲渡人又は譲受人は、単独又は共同で当該建築物又は住戸の名義を変更した旨を「名義変更届出書」 (様式21)により市長に届け出るものとする。

第4章 建築物のエネルギー消費性能に係る認定等

(認定基準)

第23条 建築物のエネルギー消費性能に係る認定は、法第2条第3号の建築物エネルギー消費性能基準に適合するものとする。

(事前審査)

第24条 法第41条第1項による認定(以下この章において単に「認定」という。)を受けようとする建築物の所有者(以下この章において「申請者」という。)は、市長に同項の規定による認定申請書を提出する前に、住宅の用途に供する建築物である場合は、登録住宅性能評価機関に建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの技術的審査を依頼し、住宅以外の用途に供する建築物である場合は、登録省エネ判定機関に建築物エネルギー消費性能基準に適合するかどうかの技術的審査を依頼し、「建築物のエネルギー消費性能基準に適合するかどうかの技術的審査を依頼し、「建築物のエネルギー消費性能に係る認定における技術的審査適合証」(様式22。以下「認定表示適合証」という。)の交付を受けるものとする。

- 2 認定表示適合証は、法第2条第3号に規定する基準について、次の各号に定める基準 の区分の全てに適合することを証したものでなければならない。
 - (1) 外皮性能の基準(非住宅用途のものを除く。)
 - (2) 一次エネルギー消費量の基準
 - (3) その他のエネルギー消費性能に係る認定に資する措置に関する基準

(認定申請)

第25条 申請者は、法第41条第1項による認定の申請をするときは、法施行規則第3 0条に規定する認定申請書類に次条に定める図書を添えて市長に提出するものとする。

(認定申請に必要な図書)

- 第26条 申請者は、法施行規則第30条に規定する図書のほか、次の各号に定める図書を提出するものとする。
 - (1) 第24条第1項の認定表示適合証
 - (2) 代理者によって認定の申請を行う場合にあっては、委任状
 - (3) 検査済証の写し

(認定の通知)

第27条 市長は、計画の認定をしたときは、法施行規則第31条第1項の規定により、 申請者へ認定通知書を交付する。

(取下げ届)

第28条 申請者は、認定を受ける前に申請を取り下げるときは、「取下げ届」(様式23)を市長に提出するものとする。

(認定しない旨の通知)

第29条 市長は、認定申請の認定をしない場合は、申請者に対して、「認定しない旨の 通知書」(様式24)により通知するものとする。

(認定取消しの申出)

第30条 基準適合認定建築物の所有者は、当該建築物が認定基準に適合しなくなった場合は、速やかに「基準適合認定建築物の取消し申出書」(様式25)に認定通知書を添えて、市長に提出するものとする。

(状況の報告)

第31条 基準適合認定建築物の所有者は、法第43条第1項の規定により市長から報告を求められた場合は、「基準適合認定建築物の状況報告書」(様式26)により市長に報告するものとする。

(認定の取消し)

- 第32条 法第42条の規定による認定の取消しは、「認定取消し通知書」(様式27)により行うものとする。
- 2 市長は、第30条による申出書を受理した場合は、基準適合認定建築物の所有者に対して、「認定取消し通知書」(様式28)により通知するものとする。

(譲渡の届出)

第33条 基準適合認定建築物の所有者が当該建築物を譲り渡した場合、譲渡人又は譲受人は、単独又は共同で当該建築物の名義を変更した旨を「名義変更届出書」(様式29)により市長に届け出るものとする。

第5章 その他

(その他)

第34条 前条までの規定により難い場合は、別途、市長が定めるものとする。

附則

- この要綱は、平成28年9月13日から施行する 附 則
- この要綱は、平成29年4月1日から施行する 附 則
- この要綱は、平成29年5月19日から施行する 附 則
- この要綱は、令和元年12月24日から施行する 附 則
- この要綱は、令和3年4月1日から施行する 附 則
- この要綱は、令和3年9月1日から施行する